

海洋科学調査をめぐる法的諸問題

許 淑娟 公共政策大学院

海洋の科学的調査は海洋に関する科学的知見の増進のために重要である一方で、その実施には法的な制約が存在している。海洋をめぐる国際的な法的枠組みの中心である国連海洋法条約では、その第 13 部で「海洋の科学的調査」について様々な規定を置いている。そこでの基本的な考え方は、海洋の科学的調査を促進しつつも、調査の実施が沿岸国の権利・利益を害さないように調整を図ることである。

しかし、国連海洋法条約に規定されている条文を解釈し、実際の科学調査に適用する上では様々な問題がある。例えば、条約には「海洋の科学調査」の定義がないため、資源調査や軍事調査はこの範囲に含まれるのか、含まれないとすればどのように科学調査と区別するのか、といった論点がある。

また、海洋科学調査手法の発達によって新たに生じている問題もある。例えば、海洋を漂流し、降下・浮上を繰り返しながら水温・塩分など海中のデータを取得するアルゴフロートについては、どの国の排他的経

済水域に漂流するか予測しきれないため、排他的経済水域内での外国による科学的調査に沿岸国の事前の同意を必要としている国連海洋法条約の枠組みとの関係が問題となる。

このような様々な法的問題群について、国際法の研究者と実際に海洋科学調査に関わる研究者が意見を交わしつつ検討を進めることは、これまでほとんど行われてこなかった。そこで本イニシャティブ採択課題では、海洋アライアンスという専門分野を越えた横断的な組織の強みを生かし、国際法の研究者を中心とし、海洋科学調査に実際に携わっている理系研究者から海洋の科学調査の実態や現場の経験を伺いつつ検討を行った。幸いにも独立行政法人海洋開発研究機構 (JAMSTEC) との共催という形で、関連省庁・業界の方々をも交えて検討を進めることができた。後継のイニシャティブ採択課題においても、対象事項を広げつつ、引き続き海洋の科学的調査の法的側面についての検討を続けている。

海洋科学調査に関する国連海洋法条約の規定の概要

